國學院大學学術情報リポジトリ

『日本霊異記』下巻第三十八縁における景戒の夢

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 大塚, 千紗子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001577

『日本霊異記』下巻第三十八縁における景戒の夢

The Dream of the-Keikai-at the 38th Second Volume of the "Nihon ryoiki"

大塚千紗子

キーワード:日本霊異記 夢 夢占い **关键词**:日本灵异记 梦 占梦

要旨

『日本霊異記』下巻第38縁は、聖武天皇崩御後(756年)から長岡京遷都後の藤原種継暗殺(785年)に至るまでの政変事件とその前触れとしての歌謡、そして編者景戒が延暦六年・七年(787~788年)に見た二つの夢の話を収載している。景戒は、死んだ自分の肉体を焼く夢を見る。夢解きによって自身の「長命」もしくは「官位」の獲得を予見している。『霊異記』には夢から未来を予見するという話がある。夢を見た者は未来に起こる事象を予測し、「凶夢相」「凶夢状」などの表現によって、未来を表す形が現出したと考える。景戒が夢の答えを探る態度は、これらの夢と同様といえる。夢占いの発想は、『春秋左氏伝』、『漢書』などの影響があるだろうが、景戒は個人の未来を予想している点に注意したい。そこで景戒の魂を「神識」という語によって表現していることに注目する。この語は、輪廻や衆生の業、因縁と深く関わるという特徴を持つ。この点から延暦七年の夢見は景戒に内在する不可視の業を焼身の夢によって認識する契機であり、神識から未来に起こる吉凶の出来事の形=「夢の答」を獲得しようという欲求の現れであると考察した。

摘要

《日本灵异记》下卷第38回、为记录圣武天皇驾崩后(756)年、自迁都长冈京后到藤原种继785年被暗杀的政变事件及其前兆的歌谣,另外、还有编者景戒在延历6年7年 一(787-788)年所作的两个梦构成。景戒在梦中见到了自己死后的肉身被烧。解梦之人分析说,这梦境预示着长寿和官位上升。《灵异记》中也有片段记述着人们可以从梦中预测未来。做梦之人可以预知未来将要发生的事情,这些预示以"凶梦相"和"凶梦状"等形式来呈现出梦中对未来的预知。景戒由于梦境的预示而采取了探究的姿态,和其他做梦人极为相似。解梦这一行为、或许对《春秋左氏传》《汉书》造成了影响,而对景戒个人的未来,是否也起到了某种程度的影响呢,这点很值得人去探究。对景戒的灵魂以神识进行描述的观点也引人注目,这种表述和轮回以及众生的业障、因缘等等均存在着深刻的关联性。而从这种观点出发,延历7年景戒的梦境,是由于景戒内心存在的不可名状的业障才让他梦见了身体着火。本文旨在探讨由神识可预知未来将要发生的吉凶,是否等于解梦、即为获得梦之启示。

はじめに

『日本霊異記』(以下、『霊異記』)には、善悪の因業に起因する応報の説話が並ぶ。その中で、同書下巻第38縁はそれら応報の説話とは性質を異にする。下巻第38縁は「災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災と善との答を被りし縁」と題される。

聖武天皇崩御後、藤原仲麻呂は聖武の勅命と「祈の御酒」との遺詔によって、 道祖の親王を太子とした。しかし天平宝字元年、政権を掌握した孝謙天皇と道 鏡により道祖の親王は廃太子にされて獄中死する。さらに、藤原仲麻呂の乱に おいて連座した長屋王の子である黄文の王、道祖王の兄である塩焼の王とその 一族が討たれ、仲麻呂自身と彼の一族も死に追いやられる。そしてこれら政変 の前触れを示したかのような歌謡が流行したことを伝えている。表題の「表相」 が示すように、善悪に関わる事件が起きる前には、物の形によってその前兆と される事物や事象が現れると説くのである。こうした意識は、『霊異記』上中 下巻を一貫する現報・善報・悪報において描かれてきたことであるが、説話内 では「表相」または「表答」という言葉によって聖武天皇崩御後の政変から、 桓武天皇代延暦四年の藤原種継の死までの歴史を叙述する。そして種継暗殺か ら二年後の延暦六年と、翌年七年には編者景戒が見た二つの夢の内容が記され る。この後、景戒の栄転とも取れる「伝灯住位」を得たと記されるが、後の延 暦十六年、十七年には景戒の身に不幸が起こる。景戒は自身の修行の不足によっ て災を逃れるに至らなかったのだと思い、因果応報の理を恐れつつ、一心の修 行に務めることをもって説話は閉じられる。

以下、延暦七年に景戒が見た二つ目の夢を抜粋して挙げる。

災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災と善との答を被りし縁 第三十八 又、<u>僧景戒が夢に見る事</u>、延暦の七年の戊辰の春の三月十七日乙丑の夜 に<u>夢に見る</u>。景戒が身死ぬる時に、薪を積みて死ぬる身を焼く。爰に<u>景戒</u> <u>が魂神</u>、身を焼く辺に立ちて見れば、意の如く焼けぬなり。即ち自ら楉を 取り、焼かるる己が身を築業キ、 挽 に串キ、返し焼く。先に焼く他人に 云ひ教へて言はく、「我が如くに能く焼け」といふ。己が身の脚膝節の骨、 替・頭、皆焼かれて断れ落つ。爰に<u>景戒が神識、声を出して叫ぶ</u>。側に有 る人の耳に、口を当てて叫びぬ。遺言を教へ語るに、彼の語り言ふ音、空しくして聞かれずあれば、彼の人答へず。爰に景戒惟ひ恃らく、死にし人の神は音無きが故に、我が叫ぶ語の音も聞えぬなりけり。夢の答来らず。唯惟へり、若しは長命を得むか、若しは官位を得むか。今より已後、夢に見し答を待ちて知らまくのみとおもふ。然して延暦の十四年乙亥の冬の十二月三十日に、景戒伝灯住位を得たり。(1)

夢の中で景戒は死んでいるものの、死に対しては疑問を持たず、「魂神」という意識状態で自分の肉体が炎に包まれている状況を静観している。肉体はあまり火が通らず、景戒は楉を取って身を突き刺したり返したりする。足、手、頭の順に焼けて身体が分断してゆくと、景戒は生者の耳に向かって遺言を伝えるために叫ぶ。しかし、死人である自身の叫びは、生者には伝わらないと知る。景戒はこの夢の意味、つまり夢がもたらす未来について「長命」もしくは「官位」の獲得を予見しながらも、「夢の答」である現実の到来を望む。

この下巻第38縁、延暦七年の夢見は不可思議な体験と、「夢の答」を求める 景戒の姿が記されている。死や、身を焼くといった不吉なイメージを喚起させ る内容の夢であるにも拘らず、なぜ景戒は栄転を獲得すると推測したのだろう か。死んで魂の状態になった夢に対して良い未来を想定した景戒の意図につい て考察を加える。

1. 景戒の夢に対する先行研究

当該縁は、唯一景戒に関する経歴を記していることもあり、先行論は多岐に 渉る。本稿が取り上げる延暦七年の夢見に関しては、景戒の身を焼くという行 為が、一種の象徴的体験であったと論じられている。『続日本紀』文武四年三 月の記事には道照法師の出自と経歴、そして死後は「天下の火葬此より始まれ り」⁽²⁾と記され、初めて火葬を受けた僧とされる。また願覚と行基も死後に火

^{(1) 『}日本霊異記』の引用は、中田祝夫校注『日本霊異記』(新編日本古典文学全集10、小学館、1995年9月) に拠る。

^{(2) 『}続日本紀』の引用は、青木和夫ほか校注『続日本紀』 1 、2 (新日本古典文学大系12・13、岩波書店、1989年3月~1994年9月) に拠る。

葬を受けている。福島行一は景戒が夢中において行基、願覚らと同様の体験をした感慨を夢見の記述から看取する⁽³⁾。つまり、火葬を受けた聖人達(行基・道照・願覚)への憧憬によって、景戒は自身の夢を吉夢と解したというのである⁽⁴⁾。ただ、この夢見には「景戒が身死ぬる時に、薪を積みて死ぬる身を焼く」とあるのみで、死後に身を焼いた行為の結果が火葬と見做されているのである。しかしこれが火葬に準ずるとは断定し難い面もある。

一方、大陸の思想から夢の意図を捜索する論が提示されている。中前正志は 敦煌文書『周公解夢書』には、死んだ夢を見た場合、長命や官位を得るという 夢解の結果が見られることを踏まえ、延暦年間において敦煌文書が招来した可 能性を指摘する⁽⁵⁾。後述するが、中国では夢を占うことは国家規模で行なわれ、 専門の官が置かれていた。夢解に関する敦煌文書類の招来を確認することは、 現段階では不可能と言わざるを得ないものの、景戒が「夢の答」を求めている ように大陸の夢占い文化・思想が『霊異記』に影響を与えたであろうことは否 定できるものではない。

ならば、景戒は延暦七年の夢見をどのように捉えたのだろうか。夢は、自己の死・肉体と「神識 (魂神)」との分断・生者と死者の分断という象徴的な内容によって記され、自己の分断により、片方の自己を捉えざるを得ない状況へと展開し、「死にし人の神は音無きが故に、我が叫ぶ語の音も聞えぬなりけり」と自己の死を認識するのである。そこで注目されるのは、山口敦史の指摘である。

理念の上では中国六朝思想の士大夫の捨身の思想を反映している。そして その捨身の方法として焼身供養を用いた、というものである。(中略)多 分に習俗的な色あいを持った葬法としての火葬と、自己省察の方法として の捨身のひとつの顕現である<u>焼身供養</u>との、行為の上での差異を見すえる ことである。「景戒の二番目の夢」においては後者の理念が表出している

⁽³⁾ 福島行一「日本霊異記下巻第三十八縁に就て」(『芸文研究』第10号、1960年6月)。

⁽⁴⁾ 福島論の他、高僧の事績と景戒自身の夢見を連ねる見解には、藤森賢一「焔に向って― 霊異記下巻第三十八縁考―」(『岡大国文論稿』第2号、1974年3月)、小泉道校注『日本 霊異記』(新潮日本古典集成67、新潮社、1984年12月)308頁頭注、がある。

⁽⁵⁾ 中前正志「火葬と火解と夢解―『日本霊異記』の一問題―」(『花園大学研究紀要』第21号、1990年3月)。

ことは、言うまでもない。⁽⁶⁾

山口敦史はこの夢見が、中国六朝期の士大夫の捨身思想と重なりながら、『梁高僧伝』の僧伝に記された僧侶の焼身供養の方法であると解する。夢は「『日本霊異記』全体を統御する理念を反映するもの」と述べる。この理念とは、当該縁延暦六年の夜に景戒が起した、「慚愧の心」という自己を省みる思考である。

煩悩を滅せられないまま、輪廻転生を繰り返す因果の顕れが現世のこの姿であるといい、生を流転して世俗を生き続けるにしても止まない経済状況の不安を語る。この現実的な問題について、仏教の論理で困窮の原因を解こうとしている。景戒はこの後、夢中にて観音の姿を見、さらに翌年に自身の身体を燃やす夢を見るのである。景戒は「夢の答来らず。唯惟へり」と、自己の見た夢に対し積極的な意味を見出そうとしており、夢見を通じて自身の未来を予測しようとしていることには注意すべきである。本稿では、夢を通じて未来を予測する行為の思想的背景と、当該縁の夢見を契機とした景戒の意識について考察する。

2. 『霊異記』説話の夢と予兆の表現

『霊異記』には夢の場面が説話を展開するための一つの要因としてある。本節では、夢が明確に記される説話を取り上げて夢がもたらす機能を確認する⁽⁷⁾。 『霊異記』説話において夢の場面が語られるのは当該縁を含めて11話ある。

⁽⁶⁾ 山口敦史「日本霊異記と中国仏教―下巻第三十八縁をめぐって―」(『上代文学』第66号、1991年4月。後、『日本霊異記と東アジアの仏教』笠間書院、2013年2月所収)。

^{(7) 『}霊異記』説話の夢に関する総合的な論に、榊原史子「『日本霊異記』と夢」(小峯和明・ 篠川賢編『日本霊異記を読む』吉川弘文館、2004年1月) がある。

夢が記される状況と、そこに現れる対象に焦点を絞って分類すると、

- A. 死んだ人間が、僧の夢に現われ生前の罪を語る(中巻第15縁、中巻第32縁、下巻第16縁)
- B. 夢の中で神や仏と出逢う(中巻第13縁、下巻第24縁、下巻第38縁)
- C. 夢の中で自分の罪を知る(上巻第18縁、下巻第26縁)
- D. 悪い夢を見て、夢の答えが明かされる(中巻第20縁、下巻第36縁) となる。分類のうち、Aの中巻第15縁を挙げる。
 - 1. 彼の夜<u>請けし師、夢に見らく、赤き幹</u>来り至り、告げて言はく、「我は、此の家長の公の母なり。是の家の牛の中に、赤き牝牛有り。其の児は吾なり。我昔、先の世に、子の物を偸み用ゐき。所以に今牛の身を受けて、其の債を償ふ。…」といふとみる。(中略) 是に檀主大きに哭きて言はく、「実に我が母なり。我曾て知らざりき。今は我、免し奉らむ」といふ。牛聞きて大息す。法事訖りて後、其の牛即ち死ぬ。 (『霊異記』中巻第15縁)

高橋連東人が母の供養を行おうと、道で初めに会った乞食僧を選ぶ。その夜、乞食僧の夢見には東人の母親が現れ、子の物を盗んで用いた罪によって牛の身を受けていることを語る。この説話と、中巻第32縁「寺の息利の酒を低り用ゐて、償はずして死に、牛と作りて役はれ、債を償ひし縁」は、化牛説話として知られる話であり、前世で犯した罪によって牛の身を受けた者が仏教に関係する者の夢見に現われて、自己の現状の救済を求める。下巻第16縁「女人、濫シク嫁ぎて、子を乳に飢ゑしめしが故に、現報を得し縁」は、修行僧の寂林法師が諸国を歩く途中で見た夢の話である。僧の夢に、乳房を腫らした女が現われて訴える。女は前世で行なった育児放棄によって、死後、冥界でこのような苦しみを受けているのだと語る。これは化牛説話の派生形とも指摘される説話である。前世の罪の性質が異なるが、罪人が僧侶へ罪の救済を訴える例であり、夢見が死者との交感の場であることが知られる。これら僧の不可思議な夢は『霊異記』説話において、その説話内部に特定の機能をもたらす転換部に位置しており、これら罪人の吐露を発端として彼らの罪を救済することへと向かう。この機能は、B分類「夢の中で神や仏と出逢う」のうち次の説話にも見える。

2. 白壁の天皇の御世の宝亀年中に、其の堂に居て住りし大安寺の<u>僧恵勝</u>、 暫の頃修行せし時に、夢に人語りて言はく、「我が為に経を読め」といふ。 驚き覚めて念ひ怪しびき。明くる日に、小き<u>白き猴</u>、現に来りて言はく、「此の道場に住りて、我が為に法華経を読め」と云ふ。(『霊異記』下巻第24縁)大安寺僧恵勝は夢で、誦経を頼む者の声だけを聞く。声の正体は社の神である「白き猴」であったことがわかる。この猴は前世、天竺の国の王だったが、修行僧の人数を制限したために仏罰を受けて猴神として転生したのである。

- 3. 然して寝テアル子の時に、夢に見る。乞食者、景戒が家に来りて、経を 誦して教化して云はく、「上品の善功徳を修すれば、一丈七尺の長身を得む。 下品の善功徳を修すれば、一丈の身を得む」といふ。爰に景戒聞きて、頭 を廻らして乞人を騰れば、紀伊国名草郡の部内楠見の粟の村に有りし沙弥 鏡日なり。(中略)彼の乞者咒願して受け、立ちどころに書巻を出し、景 戒に授けて言はく、「此の書を写し取れ。人を度せむに勝れたる書なり」 といふ。景戒之を見れば、言の如く能き書の諸教要集なり。爰に景戒愁へ て、「紙無きを何にせむ」といふ。乞者の沙弥、又、本垢を出し、景戒に 授けて言はく、「斯れに写さむかな。我、他の処に往き、乞食して還り来 らむ」といふ。然して札と書と幷せ置きて去る。(『霊異記』下巻第38縁) この夢には、景戒の知人であるという沙弥鏡日が登場する。鏡日は、背丈の 高低は前世で為した功徳に比例することを話す。景戒はその言葉を聞き、慚愧 の心を起こし弾指して身長の低さは、前世における善功徳の不足によるものと 考え至る。そして鏡日は人を救い導くに優れた書物である「諸教要集」と、書 写するための本垢を出して書き写すように言い渡す。後に、景戒はこの夢を法 相宗唯識教学の教理に沿いつつ、長い夢解きを記し、観音からの聖なる啓示で あると結論している。
 - 4. 昔、大和国葛木上郡に、一の持経の人有りき。<u>丹治比の氏</u>なり。其れ生に知れり。年の八歳よりも以前に、法花経を誦持せしに、竟に唯し一字のみは存むることを得ざりき。二十有余の歳に至りても、猶し持すること得難し。<u>観音に因りて以て悔過せり。時に夢見らく、有る人</u>の日はく、「汝、昔、先の身は、生れて伊予国別郡日下部の猴の子に在りき。時に汝、法華経を誦ずることを成せども、而も灯に一文焼かれ誦すること得ざりき。今往きて之を見よ」といふとみたり。

 (『霊異記』上巻第18縁)
 法華経の一字のみを暗唱できなかった丹比の氏の話である。夢で告げを受け

る前に観音悔過を行なったことが記されるように、夢の中で男に語りかける「ある人」とは観音であると考えられる。また、下巻第26縁「非理を強ヒて以て債ヲ徴り、多の倍を取りて、現に悪死の報を得し縁」は、物品の交換をする際、虚偽によって利益を得ていた広虫女の話である。女は病死し、冥界で閻羅王から生前に行った虚偽行為が罪に当たることを述べられる。広虫女は冥界での様子を夢として親族に伝えており、広虫女は夢を通して自分の罪を認識させられたといえる。このように、夢は神仏・閻羅王との感応の場であり、死して畜類に転生した者が、生前の罪状を僧侶に告白する場としてある。人間が死者や観音と対話するための場所が夢の中なのであり、現世を生きる人間は、彼等の言葉を聞き、秘されていた事実と向き合える。曝された言葉は、化牛説話であれば罪人救済へと展開させるための因子として機能し、また法華経を暗唱出来なかった僧にとっては、身に覚えの無い前世の因果を知る手立てとなり得るのである。

次に挙げた5と6は予知夢ともいうべき夢である。悪夢を見た者は、現実の 未来に起こる事象が夢の中に顕現したと認識している。

- 5. 「儵に女の為に夢に悪しき瑞相を見き。即ち驚き恐り、女の為に経を誦ぜむと念ふに、貧しき家なるに依り、敢へてなすこと得ず。心に念ふに勝へず、自ら著たる衣を脱ぎ、洗ひ浄め擎げて誦経に奉らむとす。然るに凶しき夢の相、復猶し重ねて現る。母増心に恐り、復著たる裳を脱ぎ、浄め酒ひて、以て先の如くに誦経を為せり。 (『霊異記』中巻第20縁)
- 6. 正一位藤原朝臣永手は、諾楽の宮に宇御めたまひし白壁の天皇の御時の太政大臣なりき。延暦の元年の頃に、大臣の子従四位上<u>家依</u>、父の為に悪しき夢を見て、父に白して言ひしく、「知らぬ兵士三千余人来りて、<u>父の</u>尊を召しつ。此は悪しき表相なるが故に、謝み除したまふべし」とまうしき。

 (『霊異記』下巻第36縁)

5の女(母親)は、娘の身に起こる夢を見る。その夢は「悪しき瑞相(悪瑞相)」、「凶しき夢の相(凶夢相)」と表記している。夢が現実となることを怖れた母は寺院へ資金援助をして読経を要請する。それが功を奏し、娘の命が助かったことが解る。用例6は、藤原朝臣永手の息子家依が父永手が見知らぬ兵士等に連れ去られるという悪夢を見る。

家依はこの夢を「悪しき表相(悪表相)」として恐れ、父に仏へ祈願して災 いを除くように助言する。藤原永手は塔の階数を減らし、寺の旗鉾を仆すといっ た仏教を軽んじる行為を重ねたため、死して後は閻羅王の元で責め苦を受ける のである。彼の息子家依が見た夢とは、父が冥界で苦しむ姿を暗示していたこ とが明らかとなり、夢は未来を示していたのである。これは悪夢を現実に起こ る悪い兆候として捉えたものである。これら夢の場面と比較した時、当該縁で ある焼身と死の夢は、用例5、6のような夢を予兆として捉える場合と共通す る。これは当該縁全体の構造と関わる点であるが、下巻第38縁は国家の政変に おける災異の前兆を連続して叙述する。天皇を中心とする国家規模の異変とそ の前兆を並べた後で、僧侶の個人的体験である夢見と夢解を置くことは、事件 前兆にあらわれた「表相」を共通としている。北条勝貴は、平安朝前期には災 異思想が背景となって貴族の間で夢占いが流行したことを述べる⁽⁸⁾。これは、 不安定な情勢下において確実な未来の姿を求めていたのであろう。それが当該 縁においては夢と夢解といえる。夢という不可思議な体験を通して、不可知の 未来を獲得したいという欲求の現れが説話に記された「夢の答」という言葉に よって表出しているのではないだろうか。景戒は自身の未来である「夢の答」 の獲得を望むことから、未来を可視化させたいという欲求があると考えられる。 景戒が自身の見た不可解な夢を解き明かそうと考えたのは、自身の将来を見

景戒が自身の見た不可解な夢を解き明かそうと考えたのは、自身の将来を見据えようとすることが目的であったと考えられる。これは、景戒の知的基盤に夢を占うという文化や思想があって成り立つものであろう。そこで視点を広げて中国の夢占いに関する記事や仏典における夢見の思想について確認する。

3. 古代中国の夢占い

周知のように、古代中国では占卜が国家事業として重要視され、それぞれの 占術を担う官職がいたという。

7. 十二月辛亥朔、日、之を食すること有り。是の夜や、趙簡子夢む、童子

⁽⁸⁾ 北条勝貴「禁忌を生み出す心性」(上杉和彦編『経世の信仰・呪術〈生活と文化の歴史学 1〉』竹林舎、2012年5月)。

輸にして転じて以て歌ふと。旦に諸を<u>史墨に占ひて</u>曰く、吾が夢是の如くにして、今にして日食するは何ぞや、と。対へて曰く、六年にして此の月に及ばば、呉其れ郢に入らんか。終に亦克たざらん。郢に入るは必ず庚辰を以てせん。日月、辰尾に在り。庚午の日に、日始めて謫有り。火は金に勝つ。故に克たず、と。 $^{(9)}$ (『春秋左氏伝』昭公31年)

8. 衛候、夢む、北宮に于て、人の昆吾の観に登り、髪を被り北面して謙ぎ、此の昆吾の虚に登れば、蘇蘇として生ふる瓜あり、余は渾良夫たり、天に辜無きを叫ぶと曰ふを見る。公、親ら之を筮し、胥彌赦、之を占ふ。曰く、害あらず、と。之に邑を與ふ。之を寘きて逃げて宋に奔る。衛候、貞卜す。其の繇に曰く、魚の竀尾にして、流れに衡はりて方羊するが如し。裔焉たる大国、之を滅ぼして将に亡びんとす。門を闔ぢ竇を塞ぎて、乃ち後より踰えん、と。

治世者の見た夢を占う官職が居り、政治に関した助言をしていたことが記されている。7の昭公31年記事には、日食があった前夜に晋の趙簡子が夢を見たとある。夢中では裸の子どもが転びまわりながら歌っているという。夢の内容を春秋時代の思想家である史墨という者に占わせたところ、史墨は6年後、呉が郢に進出するが楚の国には勝てないであろうと占う。8の哀公17年記事では、衛候が夢を見る。そこでは北宮で髪を振り乱して喚き、自身を渾良夫であると名乗る奇妙な人間が現われたと記される。この渾良夫は無実の罪によって殺されたことを訴えているのである。胥彌赦はこの夢を占い、衛公には災いがもたらされないと告げる。湯浅邦弘は、用例2の史墨や、『史記』に見える「史敦」らといった占夢を行う者について「いずれも史官、或いは史官的性格を持つ人物である。これらは、本来の夢が史官によって行なわれる専門的な秘術であったこと、またそれが天文観測を併用して行なわれる極めて高度な占術であったことを物語っている。」(10)と述べる。夢占いは特殊な技術、知識が必要なものであったことが解る。古代中国の史書に記される夢占いは、多くが治政者の夢

^{(9) 『}春秋左氏伝』の引用は、鎌田正著『春秋左氏伝(四)』(新釈漢文大系33、明治書院、1981年10月)に拠る。

⁽¹⁰⁾ 湯浅邦弘「夢の書の行方―敦煌本『新集周公解夢書』の研究―」(『待兼山論叢』第29号、 1995年12月)。

を占うという性質から政治的な事柄と密接に関わる傾向にあるだろう。同様に、 史書である『漢書』(芸文志)には、様々な占いの方法を記した雑占記事のう ちに見える。

9. 黄帝長柳夢第十一巻。甘徳長柳占夢二十巻。(後略)

右の雜占は十八家、三百十三巻。雜占は、百事の象を紀し、善悪の徴を 候す。易に曰く、『占事して来を知る」と。衆占一に非ず、而して夢は 大と為す、故に周に其の官有り。⁽¹¹⁾ (『漢書』巻30、藝文志第十)

注目すべきは、『漢書』はこれら雑占について「百事の象を紀し、善悪の徴を候す」と説明する点である。雑占の類は、これから起きるであろう不可知の未来を知るための行為であり、善悪の徴を表面化させる働きがある。夢占いは本来ならば知り得るはずのない未来の出来事を計るための手段なのである。下巻第38縁前半の聖武崩御以降の政変の前兆が歌謡によって既に表相として現われていたと記すことからも、景戒の夢見にもこうした夢占い行為の痕跡があるものと考えられる。そして、夢が景戒の未来を知る手立てとして機能していることを鑑みれば、政変譚に続く景戒の夢解行為は、中国の夢占い的発想に影響を受けていると考えられる。

無論、景戒の夢は国家規模の政治的な内容というよりは、僧侶個人の夢見である。自身が見た不穏な夢を、国家の政変を予兆させる「表相」という概念を用いて解釈しようとする点に、景戒の認識する表相意識があると考えられる。夢を占い、自身の未来を予測する理由は未来への不安を解消するための積極的な行為といえる。身体の消失によって自身に訪れる未来を掌握したいという欲求が夢解きとして表出しているのであろう。

仏教者にとって夢の本質はどのように理解されていたのか、『発智論』の注釈である『阿毘達磨大毘婆沙論』における夢の本性に関する注釈部を参考に挙げる。

10. 夢とは、何の法を名づくるや。答ふ、諸の睡眠時の心心所法が、所縁に 於て転ずるなり。彼れ、覚め已り、憶するに隨ひて、能く他の為めに、我 れ已に夢に、如是如是の夢を見たりと説く。是れを夢と謂ふなり。

^{(11) 『}漢書』の引用は中華書局本に拠り、訓読文は筆者の試訓である。

問ふ、夢は意地に在りて、五識身に非らざるに、如何が、夢中に能く、色等を見るや。有るが是の説を作す、「是れは、諸の鬼神が先に、其の人に、吉・不吉の相を示すをもて、意地に在りと雖も、色等を縁ずるなり」と。尊者妙音は、是の如き説を作す、「夢中には、法爾として、能く当来の吉不吉の相を見る」と。夢事に通達して、夢書を制造せる諸の仙人等も、是の如き説を作す。大徳説きて曰く、「夢中には、眼等の五識の能く色等を見ること無しと雖も、而かも、意地の眠勢衰微するに由りて、夢に色等を見ること、難地迦母、所見の夢事の如し」と。尊者世友は、是の如き説を作す、「五の因縁に由りて、所縁の夢を見る」と。彼の頌に言ふが如し。(12)

(『阿毘達磨大毘婆沙論』巻第37)

ここでは、睡眠時における衆生の所縁(心の働きの対象)が夢へと転じるのだという。「意地」とは、眼識・耳識・鼻識・舌識・身識といった、五つの身体感覚である五識に対する第六識(第六意識)のことである。この第六意識とは、人間の認識を司る源と考えられている⁽¹³⁾。「夢は意地に在りて」とは、夢は人間の意識の内に宿るものであるという考えである。そして、睡眠時の心の認識によって転じ、吉不吉の事柄が「相」となって示されるという。

先に焼く他人に云ひ教へて言はく、「我が如くに能く焼け」といふ。己が身の脚膝節の骨、臂・頭、皆焼かれて断れ落つ。爰に<u>景戒が神識、声を出して叫ぶ</u>。側に有る人の耳に、口を当てて叫びぬ。遺言を教へ語るに、彼の語り言ふ音、空しくして聞かれずあれば、彼の人答へず。

(『霊異記』下巻第38縁再掲)

夢中にて景戒自身は既に死に、四肢の骨や臂、頭などが胴体と離れていく。 つまり、身体=五識を消失してゆく状態にある。そして、景戒に残ったものは 自身の「神識」である。景戒の夢には魂の不滅を語るように、精神は不変のも のとして理解しているのである。そして、この人間の精神・魂を「神識」とい う語によって表現していることに注目される。この神識は漢訳仏典において特

⁽¹²⁾ 以下、漢訳仏典の巻・頁数及び引用は、『大正新脩大蔵経』(大蔵出版) に拠る。『阿毘達磨大毘婆沙論』の引用は、『国訳一切経 印度撰述部 毗曇部八』(大東出版、1978年8月) に拠り、『大正蔵』(巻27. 193b23—193c28) に該当する。

⁽¹³⁾ 中村元『広説佛教語大辞典』(東京書籍、2010年7月)。

徴的な語であり、人間の業や因縁と深く関わるものであるからだ。従って、次 節より景戒の神識と『霊異記』における肉体と精神のありかたについて考察し たい。

4. 夢と景戒の「神識」

景戒の夢に記された「神識」の意義を捉える場合、これがいかなるものであるのか理解する必要がある。当該縁は「景戒が魂神」、「景戒が神識」と記される。観智院本『類聚名義抄』の和訓には「神」「識」の両者ともに、「タマシヒ」の訓が付されている(14)。現行の注釈書は、「魂神」については「肉体から離れた景戒の霊魂そのもの。(霊魂を一つの人格として見た言い方。霊と身とが区別されている)」と注しており、神識も同様の魂の意として解している(15)。人間の魂について、「魂神」、「神識」といった表記を用いた意義については山口敦史が「肉体の死を前提とした霊魂の不滅一神不滅論の思想を背景に持っていることによって可能な表現である」(16)と、中国六朝期に起こった神不滅論が当該縁に表れていることを指摘しているように、死と輪廻、魂について問題としている表記といえる。『大宝積経』にはこの神識について説く箇所が見られる。

- 11. 世尊、此の<u>神識</u>の相貌は云何。復、何の因縁にて、名けて<u>神識</u>と為すか。 世尊、云何なれば、人死して手・脚・眼無きに、命終の時に、諸根の滅せ んと欲し諸大の分れんと欲するに、而も此の<u>神識</u>は、云何にして此の身中 よりして移り出づることを得るか。⁽¹⁷⁾ (『大宝積経』巻第109)
- 12. 是くの如くに、此の識は、微細にして定れる色形無く、諸身を生じ已つて、更に復捨てて、更に前と別の体を成就するなり。(中略) 此の識は有

⁽¹⁴⁾ 観智院本『類聚名義抄』(天理図書館善本叢書『類聚名義抄 観智院本 法』八木書店、1976年11月)。「神」(法下 二表)・「識」(法上 二十五裏)。

⁽¹⁵⁾ 遠藤嘉基·春日和男校注『日本霊異記』(日本古典文学大系70、1967年3月)。443頁頭注。

⁽¹⁶⁾ 山口敦史「日本霊異記と中国仏教―下巻第三十八縁をめぐって―」(『上代文学』第66号、 1991年4月、後に『日本霊異記と東アジアの仏教』 笠間書院、2013年2月に所収)。

^{(17)『}大宝積経』の引用は、『国訳一切経 印度撰述部 宝積部六』(大東出版社、1978年10月) に拠り、用例11は『大正蔵』(巻11.0609c19-609c22)、用例12は(同巻、610c-611c) に該当する。

らゆる衆生の身内に、彼処に移るや、即、取あり受あつて住し、或は福を受け或は罪を受け、此の世より移つて彼の世に至るなり。(中略)此の<u>神</u>識は、多くの善根を以て、或は天身を受け、天身を受け已つて悪果を以ての故に、復地獄・畜生・餓鬼等の身を受け、受け已つて復別の身を受くるにて、此の神識の云何を須く観ずべし。 (『大宝積経』巻第109)

世尊と修行者による問答形式で神識がどのようなもので、いかなる機能をもつものか説いている。11で、修行者は神識の意味を世尊に問う。この問いかけから、肉体が死滅した後に神識はその身体から出て他の場所に移るという考えがあったことがわかる。12では「識」の説明をしながら神識について説いている。「識」は形を為すものではないが、あらゆる人間の内に存在するという。さらに神識は善根と呼ばれる、良い行いによって生じる功徳の種の有無によって、死後の魂の行方が左右されるのである。善行を積めば天上に生まれることも可能だが、悪果という悪行によって生じた苦行によって地獄や畜生にも生まれるのである。このような世尊と衆生との問答では神識を魂として捉えており、人間の善悪の行動によって死後の姿が決定すると考えられていたようである。

13. 「愚者は好んで、真仏の所説に遠離す。」とは聖人は世に処し、衆生に平等の大道を教誡すれども、愚者は意迷ひて<u>神識</u>を革め難し。或は如来を見たてまつりて目を掩ふ者、或は説法を聞いて耳を塞ぐ者、或は如来の行ける跡に輪相の地に在るを見て蹋壊する者あり。斯等の類は<u>罪垢深固</u>にして改更すべきこと難し。過去恒沙の諸仏世尊、説法を無余の境に終訖するも、然も衆生の類、愚に執すること積久にして甘露滋く降るも覩ず、聞かず。形を捨て形を受け、生死に輪転して出期有ること無し。斯は愚惑に由つて無明に纏はるゝが故なり。(『出曜経』親品部 第26)

13は『出曜経』からの例で、仏の教えを寓話や譬喩によって説く。これは神識を改心することの困難な例を示しており、愚者は「罪垢深固」であるから行動や認識を改めることが困難なのである。この状態に陥っている衆生は、死しても猶、輪廻を繰り返し続けてしまう。輪廻の車輪から解脱し、悟りを得るこ

^{(18) 『}出曜経』の引用は『国訳一切経 印度撰述部 本縁部10』(大東出版社、1984年2月) に 拠り、『大正蔵』(巻4.729c6-729c13) に該当する。

とが不可能な状態が「罪垢深固」なのである。このように、神識とは仏典において霊魂という意味合いだけでなく、意識・感情を生じさせる機能として認識されていたようである。

当該縁の他にも『霊異記』には神識と業の関係性を説く説話がある。

14. 然して三年経て、彼の嬢、復蛇に婚せられて死にき。愛心深く入りて、死に別るる時に、夫妻と父母子を恋ひて、是の言を作ししく、「我死にて復の世に必ず復相はむ」といひき。其の神識は、業の因縁に従ふ。或いは蛇馬牛犬鳥等に生れ、先の悪契に由りては、蛇と為りて愛婚し、或いは怪しき畜生とも為る。

(『霊異記』中巻第41縁)

中巻第41縁は蛇と女との婚姻譚で、蛇と交わった女が薬の効能で一命を取り留めるものの、再び蛇と結ばれて死を迎えるという説話である。ここでは、蛇と娘の婚姻の原因が娘の愛心によって引き起こされたものであると説明しており、神識が人間の業と強く結びつくものであることが知られる。説話では、女の内にある神識によってこのような悪しき婚姻すら可能とされたことを述べている。この説話は、神識は衆生の業によって様々な畜生へと転生することを説いているのであり、人間の神識によって種々の「業の因縁」が生じてゆくことを説いている。このように、人間が為す罪業と神識の関係性は、『霊異記』が一貫して説く現報・善悪と深く関わるものである。

以上、神識について仏典と『霊異記』説話を通して検討した。神識とは人間 の感情を生み出し、輪廻転生を司る人間の意識の核であると考えられる。

当該縁の景戒の夢は、自身の肉体が滅び、魂だけの状態(=神識)となる。 景戒は神識となった状態で、遺言を伝えようとしていることに注意したい。先 に確認した『大宝積経』においては人間の肉体が死滅すると、宿る場所を失っ た神識は、他の肉体に移ると認識されていた。身体の焼失の意味する所、魂の 行方については他の『霊異記』説話を参照しつつ検討したい。身体が死んでも、 魂だけは残り、あたかも入れ物のように語られる説話がある。

15. 往の彼の鵜垂郡の<u>衣女</u>は、家に帰るに、三日の頃経て、鵜垂郡の衣女の 身を焼き失へり。更に還りて閻羅王に愁へて白さく、「<u>体を失ひつ。依り</u> <u>どころ无し</u>」とまうす。時に王問ひて言はく、「山田郡の衣女が体は有りや」 とのたまふ。答へて言さく、「有り」とまうす。王言はく、「其を得て汝が 身とせよ | とのたまふ。

(『霊異記』中巻第25縁)

16. 「我は<u>永手</u>なり。我、法花寺の幢を仆さしめ、後に西大寺の八角の塔を四角に成し、七層を五層に減じき。(中略)即ち閻羅王、我を免し擯ひ返し貺ふ。然れども<u>我が体滅びて</u>、寄<u>宿る所無き</u>が故に、道中に漂ふ」といへり。

(『霊異記』下巻第36縁)

用例15は、「閻羅王の使の鬼の、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁」 であり、冥界に連れて行かれた同じ名前の女の魂が入れ替わり、別の肉体となっ て蘇生する話である。讃岐の国の山田郡に布敷臣衣女という女が居た。山田郡 の衣女は病気に罹ったので、治癒を祈願して「疫神 | (19) へ贈物や食事を備えた。 山田郡の衣女を迎えに来た閻羅王の使者である鬼は、衣女の備えた食事を食べ てしまったため、その恩に報いることで見逃してしまう。ただその代わりに、 鵜垂郡に住む同姓同名の衣女を身代わりにして、冥界に連れて帰る。人違いの 「衣女」であると判明したが、鵜垂郡の衣女の身体は親族の手によって焼かれ ていた。閻羅王は、「其を得て汝が身とせよ」と、山田郡の衣女の肉体を得て 自身の新しい身体にせよという。これによって、魂はそのままに山田郡の衣女 は、鵜垂郡の衣女の肉体で蘇生したのである。この説話は身体から身体への魂 の移転が可能であり、魂があれば肉体すら交換可能なものとして語られている。 16は用例6からの再掲で、仏罰を得て死んだ藤原永手が息子家依に乗り移り、 彼の身体を借りて語る場面である。永手は、閻羅王の許しによって現世へ還る が肉体は既に滅んでいるために宿る場所が無く魂のまま漂っているのだと伝え る。この二つの説話は、肉体の死と魂の死とを別個に捉える例である。特に、 用例15の衣女は、冥府に向かった者が魂をそのまま保持しながら、焼身した曾 ての肉体とは別の身体を得て蘇生する例であり、肉体は魂の容器、付属品とし て扱っているのである。これらの説話を通してみるに、当該縁の夢で、景戒の

身が焼かれること、神識(=魂)の状態となることは、新たな肉体を得る確信

^{(19)「}疫神」と衣女を迎えに来た鬼とは別のものと理解されているが、出雲路修は『広異記』 に「冥界の使者の鬼が人を病にして死に至らしめる例より推測すれば、本説話の鬼と疫 神とは同一か。」と指摘する(出雲路修校注『日本霊異記』新日本古典文学大系30、岩 波書店、1996年12月、100頁脚注)。

を見出す契機となったのではないか⁽²⁰⁾。景戒はこれまでの肉体を焼き捨て、自身に内在する業を感得し、神識を改善することによって新たな身体を得るのではないかという希望を基に、夢を自身の栄転の兆候と理解したと考える。景戒が「夢の答」を求める意識は、中国の夢を占う文化の上に形成されつつ、仏教思想における夢と神識との関係性を見据えているのである。未来に起こる吉凶の出来事の形を獲得しようという欲求の現れが夢解きの記述のうちにあると考察した。

おわりに

以上、『日本霊異記』下巻第38縁、延暦七年の夢見について考察してきた。 説話前半部には国家の政変に際した前兆である「表相」とその結果が記される。 国家規模の表相思想に続く形で記された景戒個人の「表相」が夢であった。夢見という諸仏との感応の場で景戒の「神識」が記されることは、編者景戒に内在する不可視の業を焼身の夢によって感得する契機であるだろう。景戒の魂の意として表記される神識は、衆生の善悪の行動を左右する意識と深く関わり、輪廻を繰り返す要因となる心の働きであった。景戒の夢中における神識の自覚と「夢の答」とは、未来に起こりうる吉凶の形を認識したいという欲求の現れといえる。

下巻第38縁の景戒の夢見と夢解は、夢占いの行為を通して不可知の未来を獲得し災いから免れようと模索した行為の結果なのである。

⁽²⁰⁾ 景戒は、肉体がみな焼かれて落ちると声を出して叫び「遺言を教へ語る」のであるが、『霊 異記』説話には臨終の際に遺言を伝える僧侶の説話が散見される。彼等の遺言は西方往 生を語る、転生を告げるなどである。景戒にも、僧侶の臨終と遺言についての意識があっ たものと考えられる。この点については稿を改めて考えたい。